

判決年月日	平成30年4月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10013号		
○ 発明の名称を「乾麺およびその製造方法」とする特許につき，引用発明1ないし3から本件発明を想到することが容易とはいえず，サポート要件違反もないとした事例。			

(関連条文) 特許法29条2項，36条6項1号

(関連する権利番号等) 無効2015－800005号事件(本件審判)，特許第5153964号(本件特許権)

本件は，発明の名称を「乾麺およびその製造方法」とする本件特許の請求項2ないし10に係る無効審判不成立審決に対する取消訴訟であり，原告は，取消事由として，進歩性判断の誤り，サポート要件違反の判断の誤りを主張した。

本判決は，概要，以下のとおり判断して，原告の請求を棄却した。

(1) 進歩性判断の誤り

ア 本件発明2と引用発明1Aは，乾燥工程の短縮や，復元性の高い麺の製造を可能とする製造方法を提供する点で課題を共通にし，また，多孔質構造の麺を製造する点においても共通する。しかし，引用発明1Aは，既に多孔質構造を実現しているのであるから，課題達成のため，油脂を添加する方法により多孔質構造を形成する動機付けがあるとはいえない上，油脂を添加することには阻害事由がある。よって，粉末油脂を麺に添加すると技術事項を引用発明1Aに適用することはできないから，引用発明1Aに基づき本件発明2を想到することは容易とはいえない。

イ 本件発明2と引用発明2は，復元性の高い麺の製造を可能とする製造方法を提供する点で，課題を共通にする。しかし，引用発明2は，既に多孔質化を実現しているのであるから，課題達成のため，生麺体を高温熱風乾燥する方法により多孔質化を実現する甲1～3技術事項を適用する動機付けはない。また，引用発明2においては，気泡や膨化とは異なる多孔質化技術を利用することに，格別な技術的意義があるといえるから，引用発明2において，乾麺を多孔質化する手段として気泡や膨化によることは，引用発明2の課題解決に反することになる。しかし，甲1～3文献に記載された多孔質化は，気泡や膨化を利用するものであるから，これらを引用発明2に適用することには阻害事由がある。よって，引用発明2に甲1～3技術事項を組み合わせることはできないから，引用発明2に基づき本件発明2を想到することは容易とはいえない。

ウ 本件発明2と引用発明3は，ひび割れや過発泡を解決するために乾燥工程を短縮し，良好に調理可能な麺の製造を可能とする製造方法を提供する点で，課題を共通にする。しかし，引用発明3については，麺線内部及び麺線表面に(適度なサイズの)穴が形成され，

既に多孔質化を実現しているのであるから、課題達成のため、生麺及び蒸し麺に高温熱風乾燥を行う周知技術を適用する動機付けはない。また、引用発明３においては、麺線を蒸煮してから熱風により膨化乾燥するとの工程によることに、格別な技術的意義があり、蒸煮工程を経ずに熱風による膨化乾燥を行うことは、その課題解決に反することになるから、蒸煮工程を経ないで高温熱風乾燥を行うことには、阻害事由がある。よって、引用発明３に、蒸煮工程を経ない高温熱風乾燥を適用することはできないから、引用発明３に基づき本件発明２を想到することは容易とはいえない。

エ 本件発明３ないし１０についても、同様である。

（２）サポート要件違反の判断の誤り

ア 本件発明は、多孔質構造を有すること及び３０％～７５％の糊化度が達成されることの双方により、「簡単かつ短時間で良好に調理可能な乾麺及びその製造方法を提供する」の課題を実現するものである。

イ 本件明細書の記載に接した当業者は、本件発明の製造方法の実施例において製造した乾麺が、多孔質構造を有し、かつ品質良好なものであるとされていることから、これらの乾麺及びその製造方法は、多孔質構造及び３０％～７５％の糊化度を有することにより、簡単かつ短時間で良好に調理可能な乾麺の製造方法を提供するとの本件発明の課題を解決することができるものと理解することができ、サポート要件に適合するものである。

他方、比較例１５ないし２０については、多孔質構造を達成することはできても、「３０％～７５％の糊化度」を充足しない以上、多孔質構造及び３０％～７５％の糊化度を有することにより、簡単かつ短時間で良好に調理可能な乾麺及びその製造方法を提供するとの本件発明の課題を解決できないことを示すものであり、それゆえに「比較例」とされているものと理解するというべきである。

本件審決が、比較例１５ないし２０が本件発明の技術的範囲に含まれることを前提に、サポート要件について判断したことは、誤りであるが、技術的範囲に含まれない以上、サポート要件違反との原告の主張は失当である。

ウ 本件発明において、空隙率や単位空隙率によって多孔質構造を特定することが、本件発明の課題解決手段として、必要不可欠な技術的事項であると解することはできず、本件明細書の記載に接した当業者は、多孔質構造が特定されていなくても、多孔質構造及び３０％～７５％の糊化度を有することにより、本件発明の課題を解決することができるものと理解することができる。よって、本件発明において多孔質構造が限定されていないことをもって、サポート要件に違反するものとはいえない。